

平成24年2月13日

各都道府県教育委員会特別支援教育担当課
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県教育委員会私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校等における医療的ケアの実施に向けた対応について（周知）

特別支援教育の推進につきまして、日頃から特段の御尽力を頂き、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、本年4月から制度が実施されるに当たっての留意事項等を、昨年12月に当省より通知したところですが、このたび実務上の諸課題について、お問い合わせが多いものを中心に整理を行いましたので、周知致します。

なお、本内容については、制度所管省である厚生労働省と調整済であることを申し添えます。

記

I. 制度・手続きについて

1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）第26条の3第1項第1号に規定する「医師の文書による指示」について、登録特定行為事業者の登録基準となっていることから、医師が登録特定行為事業者宛てに指示書を出すこととなる。

また、医師の指示書料は特定行為を受ける者が負担することとなる。

なお、指示書料が診療報酬となるかどうかについては、現在厚生労働省において検討中と聞いている。

2. 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）（平成23年11月11日社援発1111第1号 厚生労働省社会・援護局長通知。以下「通知」という。） 第5 3.（2）業務規程で定める事項」において、「登録研修機関における喀痰吸引等研修は、実施事業者に所属する職員以外にも、受講希望者を受け入れるものであることから（中略）その公平性に留意すること」とある。

このことについて、教育委員会が登録研修機関となる場合、第3号研修を開講する研修機関となることが想定されるが、第3号研修は特定の者を対象としたものであり、教員等以外の者が研修を受講することについては留意せずとも差し支えない。

II. 研修について

1. 「通知 第4 7. 研修の委託」において、「喀痰吸引等研修の全部又は一部（登録研修機関の場合は一部）を研修実施機関に委託する場合は、文書による委託契約を行う」とされているが、例えば、都道府県教育委員会が登録研修機関となり実地研修実施先が都道府県立学校である場合は、都道府県立学校を管理・運営しているのは都道府県教育委員会であることから、業務規程書に実地研修実施先として都道府県立学校を明示することで文書による委託契約は省略することができる。

2. 「通知 第5 1.（3）喀痰吸引等研修の講師」において、「指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと」とされているが、指導者向け研修を修了していない者が講師となることができるかについては、研修の質の観点から、原則として指導者講習修了が必要であるとされており、講師就任予定の者は可能な限り伝達講習などを修了することが必要と考える。

なお、平成24年度の指導者講習実施については、厚生労働省において平成24年度予算案に盛り込んでいるところである。

また、平成24年度以降の第3号研修に関する指導者向け研修については、厚生労働省において、今年度の指導者養成事業の修了者が提出した報告書を検証し、マニュアルやDVDの内容を更新されると聞いている。

3. 「通知 第5 2. (2) 研修段階毎の修得審査」において、「具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、別途通知する研修実施要綱に基づき実施すること」とされているところであるが、研修の実施に係るQ&A等について、今年度中に厚生労働省より示される予定である。

また、文部科学省においては、今年度中に学校の認定特定行為業務従事者向けの「研修テキスト(例)」(仮称)を作成すべく、現在専門家等による作成作業を進めているところである。

4. 「通知 第5 2. (4) 研修の一部履修免除」における「受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合」について、「受講履歴その他受講者の有する知識及び経験」については、保存された受講履歴だけでなく、学校長や主治医等による受講の証明や、たんの吸引等を実施したことの証明も含まれる。

また、「履修の範囲」について、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等の実施者」においては「基本研修(気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。)」とされているが、相当の水準等に達していると認められる場合においては、基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分(3時間)並びに「喀痰吸引等に関する演習」(1時間)の4時間を受講し、共通問題及び喀痰吸引部分の問題の筆記試験に合格した上で実地研修に合格することにより、気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分も含めて、研修修了となる。

5. 厚生労働省における平成24年度研修事業のうち、特定の者研修(省令第3号研修)に関する予算は、制度の立ち上げに当たり、登録研修機関が整備されるまでの間、たんの吸引等が必要な障害者が地域で生活していくために必要な体制を整備することを主な目的として、在宅の障害児者等に対してたんの吸引等を実施する介護職員等に対して都道府県が実施する研修に対する補助を行うものである。

このため、本予算の補助対象は、都道府県又は都道府県が当該研修の実施を

委託した機関が研修を行うための費用であることから、その範囲は本事業の趣旨や研修実施要綱を踏まえ、都道府県が決定するものとされている。

6. 実地研修を行う際の医師の指示について、実地研修は、医師の指示を受けた指導看護師の指導を受けて行うこととなるため、医師の文面による指示は必要となる。

Ⅲ. 経過措置について

現在特別支援学校の教員については、違法性阻却通知に基づいたんの吸引等を実施しているところであるが、「現に介護の業務に従事する者」の「現に」については、平成24年4月1日から遡って概ね1年を超えない範囲とする。

また、平成23年12月9日付けで厚生労働省より示された参考様式17-2において「一時的に離職している者（育児休業中、やむを得ず離職し転職活動中等の者）」を含む、とされているが、「一時的」の期間については、育児休業や病気休業などの法令上認められた期間を言い、その範囲内であれば経過措置の対象者に含んでも差し支えない。

ただし、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）」によるたんの吸引等の実施者に関する経過措置は、当該通知に基づいたんの吸引等を受けていた者に対してのみ、たんの吸引等を行うことができるものであることに留意されたい。

Ⅳ. その他

次に挙げる法令上必要とされる書類について、厚生労働省の作成の見込みについては下記の通りである。なお、具体の作成時期については厚生労働省まで個別にお問い合わせ頂きたい。

<今後示される予定の様式>

- ①省令第26条の3第1項第1号に基づく医師の指示書
- ②省令第26条の3第1項第3号に基づく計画書
- ③省令第26条の3第1項第4号に基づく報告書

④省令附則第13条第3号に基づく研修修了証明書

<作成するか否か検討中の様式>

①省令第26条の3第1項第6号に基づく業務方法書

②社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第12条及び省令附則第14条に基づく業務規程書

<作成する予定のない様式>

①省令附則第9条に基づく認定証交付事務に係る委託契約書